

かんとう保全ニュース

令和8年春号
2026年4月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について
2. 令和7年度保全実態調査の結果について
3. 災害発生時の「官庁施設の被災情報伝達」について
4. 令和8年度保全関係説明会等のご案内



1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

保全実態調査及び官庁建物実態調査の概要

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）に基づき、国家機関の建築物等について、保全実態調査及び官庁建物実態調査を毎年度実施しています。今年度は、以下の期間にて調査を実施しますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の適正な保全に資するため、官公法第13条第2項に基づき、その保全の実態を把握することを目的としています。調査方法は、各省各庁の各施設の保全担当者等がインターネットで官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）にアクセスし、調査票に入力、報告していただくこととしています。

保全実態調査の分析結果は、「国家機関の建築物等の保全の現況※1」として取りまとめ、各省各庁に送付するとともに、国土交通省ホームページにおいて公表します。

また、官庁建物実態調査は、国土交通省が営繕工事の企画及び立案並びに営繕計画書に関する意見を述べるにあたり、必要な基礎資料を作成することを目的として実施するもので、保全実態調査と併せて実施します。

※1：国家機関の建築物等の保全の現況（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html） 出典:国土交通省ウェブサイト

調査票記入期間（BIMMS-Nへの入力期間）

令和8年5月18日（月）～令和8年7月31日（金）

※今年度より省庁ごとのグループ分けは行わず、上記入力期間に統一



■調査票記入にあたって

今年度以降の調査では、調査票のうち、以下の①、②については6月12日（金）までに先行してBIMMS-Nへ入力（「変更を保存」にて処理）してください。

- ①【一般事項】タブの「敷地内建築物概要」にある「延べ面積（合計）」
- ②【建築物情報】タブの「主要建築物と主要建築物の建築年月」

BIMMS-Nの説明会を開催

調査に先立ち、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）説明会を令和8年5月中旬にハイブリッド形式（対面・Web）にて開催します。是非、ご参加ください。

詳細については、以下の担当営繕事務所から送付される開催案内をご確認ください。

○保全実態調査に関する問い合わせ先（最後のページに連絡先の記載があります。）

担当営繕事務所等	担当地区
保全指導・監督室	茨城県（注1）
東京第一営繕事務所	東京都（注3）・埼玉県
東京第二営繕事務所	東京都（注4）・千葉県
甲武営繕事務所	東京都（注5）・山梨県
宇都宮営繕事務所	栃木県・茨城県（注2）
横浜営繕事務所	神奈川県
長野営繕事務所	長野県・群馬県



- ※注1：つくば市のみ
- ※注2：つくば市を除く
- ※注3：千代田区、港区、新宿区、文京区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
- ※注4：中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
- ※注5：品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、特別区以外の地域

2. 令和7年度保全実態調査の結果について

保全実態調査では、「施設の概要等」「保全の体制、計画及び記録等」「点検等の実施状況」「施設の状況」等の項目で分析し、総評点から「施設の保全状況」を評価しています。

令和7年度調査の関東管内の官庁施設の「施設の保全状況※1」は、「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合は88.6%（表1、図1）となりました。令和6年度業務期間中に倒産した定期点検受注業者があったため、点検できない施設があり、「良好」な施設の割合が低下しました。

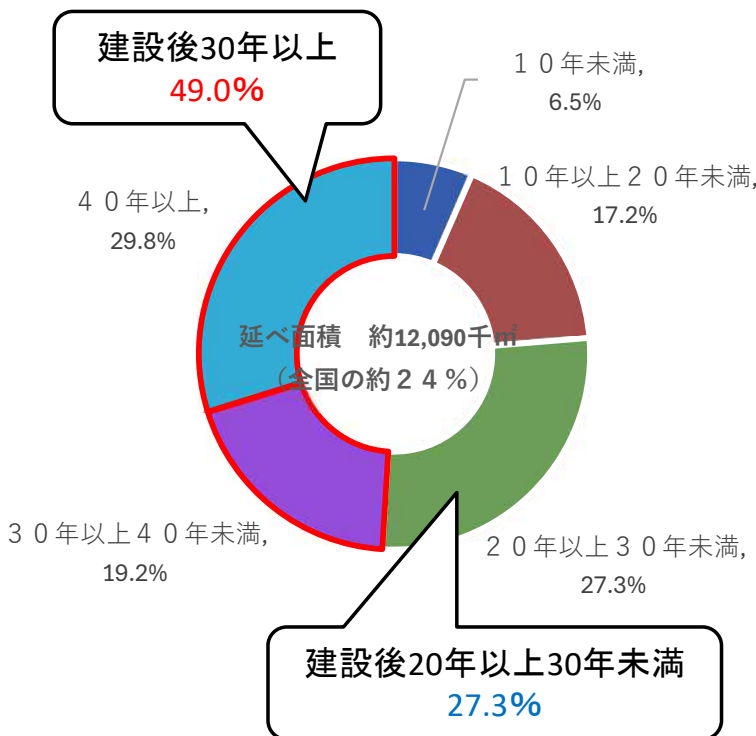
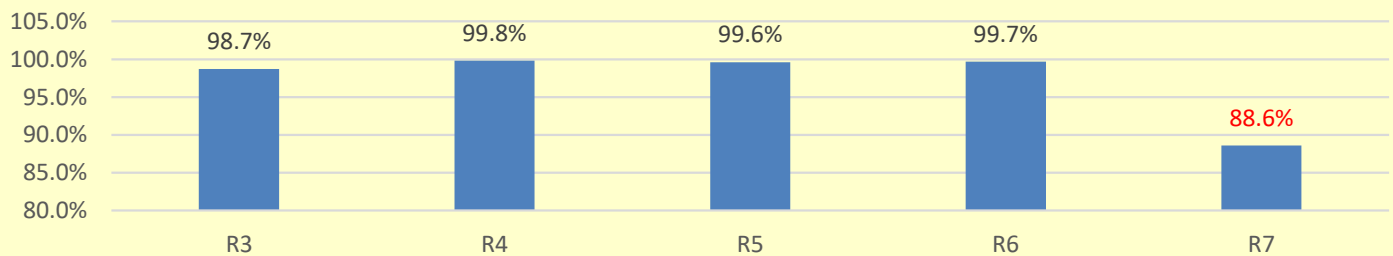


※1：保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価

表1 保全実態調査の総評点

	「良好」な施設 総評点が80点以上	「概ね良好」な施設 総評点が60点以上80点未満	「要努力」の施設 総評点が40点以上60点未満	「要改善」の施設 総評点が40点未満	全体
該当施設（割合）	88.6%	11.4%	0.0%	0.0%	100.0%

図1 保全状況の良好な施設の割合（推移）



関東管内には、延べ面積約12,090千㎡の国家機関の建築物が現存しており、建設後30年以上経過している施設が、延べ面積ベースで49.0%と施設の高年次化と経年劣化が進行しています。

また、建設後20年以上30年未満の施設が、延べ面積ベースで27.3%を占めており、今後大規模な修繕や大型設備機器の更新等を必要とする施設の増加が想定されます。

このため、これらの施設の修繕、機器の更新等を計画的に実施していく必要があります。



図2 経年別延べ面積の割合

3. 災害発生時の「官庁施設の被災情報伝達」について



● 国土交通省への報告

災害時には、施設管理者と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があり、官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要です。

地震、台風など災害が発生した場合、「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「伝達様式」に基づき、担当管轄の営繕事務所等まで速やかに被災情報を伝達して下さい。



「官庁施設の被災情報伝達要領」とは

「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議（平成27年7月17日）」において、**各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するために「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を定めています。**（なお、同要領は令和6年7月19日に改正され、対象施設の明確化や定期的な把握、風水害の被災情報伝達の明確化、伝達ルート of 柔軟な設定等の補強等がなされました。）

【官庁施設の被災情報などを適切に共有することが重要】

被災情報の共有

施設管理者

官庁営繕部等

【施設管理者による災害対応】

- ・施設点検
- ・施設の機能が確保されているかの確認（施設継続使用の可否、応急措置の要否等の判断）
- ・来訪者、職員の安全の確保
- ・二次災害の防止 など

被災情報
支援要請



情報収集
技術支援



【官庁営繕部等の災害時の対応】

- ・施設管理者への技術支援（各施設の被災情報を踏まえ、適切な技術支援を実施）

「官庁施設の被災情報伝達要領等」については、下記の国土交通省ホームページに掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

施設管理者が「災害時」にまず理解すべきことについて

災害（地震・台風等）が起きたとき、最も大事なものは「**迅速に安全確認し、被害の有無を報告すること**」です。

「官庁施設の被災情報伝達要領」では、災害時の情報伝達は次の流れで進みます。

1. 災害が発生
2. 施設管理者が点検し、被害の有無を確認
3. 決められた様式で報告を送る（メールが基本／FAX・携帯メールも可）
4. 各営繕事務所 → 関東地方整備局営繕部 → 本省へと集約

つまり、施設管理者は「**最初の報告者**」です。

◆ 1. まず何をすればいい？（災害発生時の初動）

【1】身の安全 → 来庁者・職員の安全確保

- ・ 倒壊しそうな部分に近づかない
- ・ 停電・漏水・ガスなど二次災害の防止

【2】建物の「点検」

専門家による詳細調査は後で行われます。

施設管理者が行うのは「**応急的な目視の確認**」です。

例：

- ・ 外壁や天井の落下、ひび割れ
- ・ ドアが開かない
- ・ 水漏れ
- ・ 設備（空調・電気）の異常 など

【3】被害が「あるか・ないか」を報告する

実は、被害が無くても報告が必要なケースがあります。

◆ 2. いつ報告が必要？（報告の基準）

● 地震の場合

地震の強さ(気象庁の震度)	報告の要否
震度5強以上	必ず報告(被害の有無にかかわらず)
震度5弱以下	被害があった場合のみ報告

※震度は「最寄りの観測点の震度」を使用。

● 台風・大雨・強風などの場合

→ 被害があった場合のみ報告。

◆ 3. どうやって報告する？（報告書の種類）

施設管理者の手元には最新版をお送りしてあります。

報告には3種類あり、施設管理者が使うのは主に様式2と様式3です。

様式	内容
様式2(個票)	各施設の被害状況を記入する用紙 ・建物名・住所・管理者・被害状況(○/×のチェック)・写真添付の有無など。
様式3(写真)	被災部分の写真を添付するための用紙 (被害ありの場合に使用します。)
様式1(とりまとめ表)	営繕事務所側がとりまとめ用に使う様式で、施設管理者は通常使用しません。

◆ 4. 報告方法（メールが基本）

● 原則：パソコンからのメール

- ・ 添付ファイル（様式2、様式3、写真）を送信

● 使えない場合（停電・通信障害）

- ・ FAX
- ・ 携帯メール（本文に状況を記載）

送り先は「担当の営繕事務所（例：東京第一営繕事務所等）」。

◆ 5. どの施設を報告対象とする？



施設管理者の皆様が管理している施設が官公法第10条の施設にあてはまる場合、報告が必要です。

◆ 6. 「平時」に準備しておくべき3点

1. 担当施設リストを最新にしておく
(名称・住所・連絡先など)
2. 報告様式（様式2、3）をいつでも取り出せるように用意
(共用フォルダや手元PCに保存)
3. 営繕事務所のメールアドレス・FAX番号を控える

これだけで災害時の初動が圧倒的に楽になります。

◆ 7. “よくある疑問”をまとめて解決

Q1. 被害が無いのに連絡する必要がありますか？

A1. 震度5強以上なら必ず必要です。（「被害なし」という情報も重要なデータです）

Q2. どれくらい急いで送ればいい？

A2. 概ね「2時間以内」が目安です。

Q3. 写真はスマホでもいい？

A3. もちろんOKです。（むしろ迅速さが大切なので、スマホ写真で十分。）

Q4. どこに送ればいい？

A4. 普段連絡している担当の営繕事務所と上位機関です。

◆ 8. 年1回の訓練もあるので安心

関東地方整備局では、毎年10月ごろに「官庁施設の被災情報伝達訓練」を実施し、災害時に混乱しないための実践練習を行っています。

「被災情報伝達」で一番大切にすべきこと

- 被害の有無に関わらず、必要なときに、決められた様式で、速やかに”報告すること”
施設管理者に求められるのは、専門的な判断ではなく迅速で正確な情報の伝達です。

5. 令和8年度保全関係説明会等のご案内

● BIMMS - Nの操作説明会を開催

日時：5月中旬予定

場所：関東地方整備局本局及び各営繕事務所等にてハイブリッド形式（Web・対面）

目的：BIMMS-Nを使用しての保全実態調査に先立ち、
BIMMS-Nの操作方法や、回答する際の判断事項について、理解していただく。
また、実際BIMMS-Nを使用しての現地演習を行い操作に慣れていただく。

● 関東地区官庁施設保全連絡会議

日時：6月～8月頃予定

場所：関東地方整備局本局及び各営繕事務所等にてハイブリッド形式（Web・対面）

目的：建築物の保全に関する最新の制度や技術に関する情報提供
（地方公共団体や独立行政法人の施設管理者の方々等にも参加いただいております。）
令和8年度の会議の開催日及び議題を関東地方整備局ホームページに掲載予定

● 施設管理者向け建築物等の点検確認講習会の開催

日時：11月中旬予定

場所：関東地方整備局本局及び各営繕事務所等にてハイブリッド形式（Web・対面）

目的：座学により、法定点検や支障がない状態の確認方法を再確認していただく。
また、実際の建物を使い保全基準による「支障がない状態に保全するための日常的な確認」について体験し、今後の業務にいかしていただく。

※適正な保全を行っていただく為の情報提供の場となっておりますので、是非ご活用ください。

[編集事務局]

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 (Tel) 048-600-1357

関東地方整備局HP
保全業務に関するサイト



ご要望等がありましたら、担当する営繕部保全指導・監督室又は営繕事務所にお尋ねください。

関東地方整備局

営繕部保全指導・監督室	https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(Tel) 048-600-1357	(Fax) 048-600-1397
東京第一営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(Tel) 03-3363-2694	(Fax) 03-3367-8796
東京第二営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(Tel) 03-3531-6550	(Fax) 03-3531-6695
甲武営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/koubuez/	(Tel) 042-529-0011	(Fax) 042-529-0014
宇都宮営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaез/	(Tel) 028-634-4271	(Fax) 028-632-6229
横浜営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaез/	(Tel) 045-681-8104	(Fax) 045-224-8974
長野営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoез/	(Tel) 026-235-3481	(Fax) 026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら、下記までご報告願います。
営繕部調整課 (Tel) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせください。